

○厚生労働省令第百一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項第一号、第五十三条の十四第二項及び第六十六条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する

省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の十」を「第二十七条の十一」に改める。

第四条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものとする。

一 侵襲性髄膜炎菌感染症

二 麻しん

第二十七条の八第一項第四号中「病状」の下に「、薬剤感受性検査の結果」を加える。

第九章中第二十七条の十を第二十七条の十一とし、第二十七条の九の次に次の一条を加える。

（指導の実施の依頼先）

第二十七条の十 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）

二 矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）

三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設
- 五 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設
- 七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者及び同法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う者
- 八 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業を行う事業者
- 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを営営する事業を行う者

- 者、同条第二十六項に規定する福祉ホームを営営する事業を行う者、同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者
 - 十 前各号に掲げるもののほか、保健所長が適当と認めるもの
 - 第三十三条第三号中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。（医師の届出に関する経過措置）
 - 2 この省令の施行前に侵襲性髄膜炎菌感染症又は麻しんと診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項第二号の届出については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
 - 3 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。